



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 40(1), 263-267
Issue Date	1989-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16679
Type	other
File Information	40(1)_p263-267.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和六三年六月一八日(土)午前一〇時半より

「民法学の未来像——『民法の理論と体系』およびその後の展開を中心として——」

報告者

北川善太郎氏

(京都大学法学部教授)

出席者

四〇名

本報告は、昭和五六年の私法学会のシンポジウムで報告されたいわゆる「基準論」(北川「約款と契約法」、『NBL』二四二号(昭和五六年)七三頁、『私法』四四号(昭和五七年)五九頁)を参照を中心とし、氏の『日本法学の歴史と理論』(日本評論社、昭和四三年)から「民法の理論と体系」(一粒社、昭和六二年)所収の諸論文にいたる広範囲な諸問題にわたるものであった。テーマが方法論にかかわることもあつて、非常に活発な討論が行われた。

○昭和六三年九月三〇日(金)午後二時より

「効率は法原理か——法の経済分析が法実務に対してもつ意義——」

報告者

F・キューブラー氏

(フランクフルト大学法学部教授)

出席者

三〇名

本講演については、『日独法学』一三号を参照されたい。

○昭和六三年一〇月二一日(金)午後一時半より

「法の象徴的機能をめぐって」

報告者

J・R・ガスフィールド氏

(カリフォルニア大学サンディエゴ校教授)

通訳

神長百合子氏

出席者

二五名

本講演の主旨は、法を道具的機能 (instrumental function) ——法の文言上に表された目的を達成するための手段——としてのみ捉え、書かれている目的の達成の如何をもってその法の成功不成功とする見方に対しチャレンジを行うところにある。法は、道具的機能以外に象徴的 (symbolic) な機能も併せ

持っているものであり、むしろ時には象徴的機能の方が大きいもの、すなわち、遵守を義務づけられる側の人々の認識や感情に訴えるためのレトリックを持ったコミュニケーション行為であるとみることができるといえる。

法の象徴的機能は、行為規範定立やモラルの取り決めとして制定法・判例法の中に現れ、それらの法が持つ潜在的な意味にかかっている。その好例がアメリカにおける中絶問題にみられるが、全面的に中絶を禁じた州法を憲法違反とした一九七三年連邦最高裁判決をめぐり政治的対立を続ける賛否両勢力の間には、明らかな社会階層的な相違があり、女性が生む性であるというこの意味をめぐる対立となっている。中絶に関する立法・判決は、中絶の実行に対する国家権力による承認・不承認であると同時に、当該社会における妻・母という役割に対し、その社会的地位・重要性・尊敬といった問題に法的決定が反映され、象徴的な意味を持つわけである。

であるとすれば、法の持つ象徴的機能は公的な場における行為のルールの宣言、公的な生活分野で行われるべき道徳規範の形成である。リーガル・リアリストの一人であるアーノルドが刑事行政について指摘したように、当該コミュニケーションの道徳観念のドラマ化が行われる。法によって特定の人々の慣習、ラ

イフ・スタイル、ないし価値観が公認される、すなわち、「文化的ヘゲモニー」を獲得するのである。この意味で、執行可能性の如何を問わず、ある法の制定・判示されたということ自体が、重要なコミュニケーション行為となる。こうした象徴的な行為をめぐる議論が現実性を持つてくるのは、尊敬・名譽・威信に対する関心が現に社会に存在するからなのである。

しかしながら、こうしてできた法が、道徳に関するコミュニケーションのコンセンサスを体現、あるいは反映させていると考えるのは誤りである。法はむしろ、文化面でのヘゲモニーを握るための、ないしは、分裂している公衆の間にコンセンサスを造り上げようとする試みである。この意味で、拙著 *The Culture of Public Problems: Drinking and The Symbolic Order* において調査したアルコール飲料規制法の例にみられるように、法は社会変化をもたらす一つの手段となりうるものである。

(文責 神長百合子)

○平成元年一月二七日(金)午後一時半より

「航空規制改革の動向——合衆国での規制撤廃の効果と他の諸国への影響——」

報告者

T・H・ウウム氏

(UBC) 大学経営学部教授、大阪大学社会経済研究所客員教授)

出席者

二五名

この法学会では、世界的に問題となっており、かつ、わが国でも課題となつてゐる「航空規制緩和」の問題について、国際的比較の見地から、ウウム教授に講演をお願いした。同教授は、航空産業での規制緩和についての多くの優れた著書・論文を発表されており、この問題についての国際的権威の一人である。

本講演では、まず、規制の弊害として、規制下では、総括原価方式により運賃が認可されるため、生産要素(労賃・機材購入費など)の効率化への経済的誘因が欠如する結果、生産・経営費用の肥大費効率的な産業構造(ネットワークなど)が生じること、運賃競争がないため、機内サービスなどの非価格競争に依存するようになり、これが、上記の非効率化を助長し、その結果としての運賃値上げ認可のため座席利用率が低下し、これが効率を低下させるという悪循環が生じることが指摘され、その除去が規制緩和の目的であることが明らかにされた。また、合衆国のキャリアーがIATAの運賃協定への参加を反トラスト法により禁止された結果(適用除外の廃止)、IATAの影響力が減退しており、国際航空運送についても今後競技が激化することを指摘された。この講演で指摘された問題点は、わが国

での航空規制緩和を検討するにあつても問題となる点であり、有益な講演であつた。

○平成元年二月二日(木)午後一時半より

「東京の市街地における宅地所有権の成立と変遷——市街地拡大と土地所有権の変化の分析——」

報告者

長谷川徳之輔氏

出席者

二〇名

長谷川徳之輔氏は、建設省で調査企画を担当された後、現在、建設経済研究所にて調査研究に従事し、土地問題の専門家として活躍しておられる。報告は、幕末から今日まで、東京の土地所有関係がどのように変化してきたかを実証的に見ながら、歴史的なパースペクティブの中で、今日の土地問題を検討しようとするものであつた。

討論では、①東京と札幌を比較しながら、市街地の所有関係がどのように変化してきたか、を見たほか、②土地のキャピタル・ゲインという觀念の成立、③わが国で、借家のほかに借地という不動産賃貸借が発達した理由、④あるべき土地税制、土地増価税の考え方等が、活発に議論された。

なお、報告と密接に関連する長谷川氏の著書として、『都市形成と土地市場 赤坂六本木再開発地区にみる土地の所有と利用の百年の変遷』建設経済研究所、『東京の宅地形成史』があることを付記しておく。

(文責 瀬川信久)

○平成元年二月二十五日(土)午後一時半より

「現代法哲学の現状と展望」

報告者

井上達夫氏

(千葉大学法経学部助教授)

長谷川晃氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者

三〇名

井上報告は「規範的正義論の問題状況」と題して、また長谷川報告は「哲学的権利論の問題状況」と題して、各々の視角から現代英米の法・政治哲学、特にジョン・ロールズの正義論(一九七二)以降の様々な理論動向についての紹介と検討が行なわれた。

井上報告は、功利主義と権利基底的正義論、Libertarianism と Egalitarianism、リベラリズムと共同体論、日本社会の問題状況へのレレヴァンスという四つのポイントをめぐって行なわ

れ、前三者については、以前の理論的対立が理論的接近へと変換してきているということが指摘された。すなわち、功利主義と権利基底的正義論についてはいずれの純粋な形態も退けられ権利の衝突の調整や帰結評価の意味をめぐって互いに相手方の理論を自己の内に組み込む試みがなされてきていること、Libertarianism と Egalitarianism においては自由と平等の理念の調和の可能性や市場機構と再分配政策との両立性などについて再考がなされつつあること、そしてリベラリズムと共同体論に関してはリベラリズムの共同体論的・伝統中心的正当化あるいは共同体主義における人格的自由や平等の理想の存在などの形での相互接近が見られること等が述べられた。また、これらの動向の日本の問題状況への意義については、特に日本的集団主義との関連で個人権論、共同体論、自由の理念が有する変容や意義が示唆された。

長谷川報告は、井上報告の最初に触れられた権利論の最近の動向、とりわけ権利の概念の哲学的意義づけの一般的特徴、権利の概念の正当化の幾つかのタイプのアプローチ、そして功利主義や共同体主義からの権利論批判との関連での未解決の諸問題などにつきより立ち入って述べ、均衡のとれた権利論の模索が緊要であることが示唆された。すなわち、最近の議論におけ

る権利の概念は根底性、優先性、非還元性をその重要な特性としており、その正当化も特にこの特性を捉えるべく非帰結主義的な試みが重視されているが、未だ必ずしも包括的な理論へと精練されてはおらず、特に諸権利の衝突における調整基準、具体的権利の導出や相関的責務の同定に関わる権利概念の論理的規制力、そして権利概念の政治道徳的基礎などに関して論議の余地を多く残していることが示された。また、このような権利論の日本社会での意義について、日本における個人の位置付けとの関係で上記の権利概念の適用に偏差が生じうることが述べられた。

— 両報告の後に質疑応答が行なわれたが、主たる論点は特にこれら英米の法哲学的な理論がどこまで日本の法・政治実践に適用可能であるかということに集まった。また基本的立場を同じくする井上・長谷川両者の理論的な力点の相違も触れられた。

(文責 長谷川晃)